

取引毎の中国増値税

望月コンサルティング(上海)有限公司

公認会計士 望月一央

中国増値税

1. 中国増値税の概要
2. 国際的標準である消費税概念からみた中国増値税の特徴及び特徴が形成された経緯
3. 中国増値税申告書の見方
4. 取引毎の輸出増値税課税
5. 輸出増値税低減への対応策

2. 国際的標準である消費税 概念からみた中国増値税の特 徴及び特徴が形成された経緯

望月コンサルティング(上海)有限公司

公認会計士 望月一央

中国増値税の変遷

1993年12月13日	中華人民共和国増値税暫定条例
1993年12月25日	中華人民共和国増値税暫定条例実施規則
1993年12月28日	増値税若干の具体的な問題に関する規定
1993年12月29日	全国人民代表大会外商投資企業及び外国企業に増値税、消費税、営業税等の税金暫定条例を適用することに関する決定
1994年2月18日	輸出財貨税額還付（免税）管理办法
	外商投資企業の輸出品にかかわる免（税）税規定が別途通達する。
1994年3月25日	外商投資企業の輸出財貨課税問題通知
1994年11月7日	外商投資企業の来料加工、進料加工および国際競争製品の生産販売に従事することの税金問題に関する通知
	外商投資企業が、来料加工、進料加工方式で輸入した財貨は、輸入時の増値税、消費税の徴収を免除する。財貨を加工して輸出した後、加工または委託加工した財貨及び加工賃収入については増値税、消費税の徴収を免除する。
	来料加工にかかわる増値税免除規定
1995年2月6日	外商投資企業の輸出税額還付問題の通知
1995年5月25日	輸出税額還付率を調整し輸出税額還付の管理を強化する通知
	国務院が1995年7月1日から、輸出財貨について実際の税額負担状況に適合した輸出税額還付率を調整し減し、輸出税額還付管理することを決定した。
1995年7月12日	〈国務院の輸出税額還付率を調整し輸出税額還付の管理を強化する通知〉を徹底させるための国務院公庁の補充通知

中国増値税の変遷

1995年8月21日	国家税務総局の外商投資企業が新たに生産し始めた品目で生産した輸出製品の税収政策に関する問題の通知	
1995年10月6日	国務院の輸出財貨の還付率の調整引き下げに関する通知	
1995年11月23日	《輸出財貨税額還付（免税）の若干の問題の規定》を印刷公布することに関する通知	
		<p>“免、抵、退”方法、直接輸出するか委託して代理輸出する財貨については、輸出段階での増値税の徴収を免除し、増値税適用税率と還付率の差に輸出財貨のFOB価格を人民元価格に換算した金額を乗じて、輸出財貨の相殺控除または還付が認められない税額を算出し、全部の仕入税額の中から控除し製品原価に算入する。控除残高は、国内販売財貨の仕入仮払税額から控除する。輸出財貨が登記の全部の財貨販売額の50%以上を占める企業は1四半期内に控除しきれない輸出財貨の仕入仮払税額に対しては、輸出税額還付の所得税務機関に報告認可を受け、税額還付を認める。輸出財貨が当期の販売額の50%以下の企業は、当期控除しきれない仕入税額は、必ず次期に繰越して控除し、税額還付を行なってはならない。</p> <p>保税区分外から保税区分へ移送された財貨は、税額還付（免税）は認められない。保税区分内にある企業は、保税区分外から財貨を購入し搬入したときは、増値税発票を取得し、申告しなければならず、この部分の財貨を輸出したときは、規定に基づいて輸出税額の還付ができる。</p>
1996年7月8日	外商投資企業の輸出財貨に関する若干の税収問題に関する通知	
		<p>進料加工方式における“免、抵、退”方法 当期に控除または還付できない税額 $= \text{当期輸出財貨FOB価格} \times \text{外貨人民元換算レート} \times (\text{課税率} - \text{還付税率}) - \text{当期税関照合精算免税輸入原材料部品関税評価額} \times (\text{徴収税率} - \text{還付率})$</p> <p>間接輸出の問題に関しては、管理の便宜を考慮し「国家税務総局の外商投資企業が、『材料無償支給加工（来料加工）』、『材料有償支給加工（進料加工）』に従事するか、国際的な入札製品を生産販売する場合の税収問題に関する通知」（国税発〔1994〕239号）の関連規定は、旧企業間で行われる間接輸出業務についてのみ適用する。</p>

中国増値税の変遷

1997年2月21日	輸出財貨の租税徴収の若干の問題に関する補足通知
	保税区内の企業が保税区外の輸出入権のある企業から財貨を購入した場合、区外の仕入元企業は、保税区の企業に対して増値税徴税専用納付書または分割書を提出しなければならず、保税区内の企業はこの財貨を輸出したときに、関連証憑に基づき還付申請手続きを行なう。
1997年2月25日	生産企業に対して自ら輸出するかまたは委託して代理輸出する財貨に、税額を「免除、控除、還付」することを実施することに関する弁法の通知
1997年5月21日	輸出入権限を有する生産企業が自ら（委託して）輸出する財貨に税額を免除、控除、還付することを実施する管理弁法に関する通知
1998年7月15日	外商投資企業に税額の免除、控除、還付政策を執行することの関連問題通知
	国税発[1994]239号第1条の進料加工財貨について、輸出の後に、加工された財貨及び工賃部分の増値税、消費税を免除する規定は1993年12月31日以前に認可設立された外商投資企業に適用されるだけであり、1994年1月1日以降に認可設立された外商投資企業が進料加工方式で加工した後に輸出した財貨については国税発[1996]123号の規定に従う。
1999年1月15日	1993年12月31日以前に設立した外商投資企業の輸出財貨等と関連する税収問題に関する通知
	外商投資企業が進料加工方式で、原材料部品を輸入し製品の加工組立後、直接輸出しないもの、または別の進料加工を請負っている外商投資企業に譲渡して、再加工組立後に輸出するときの、いわゆる間接輸出の免税問題は、政策の連続性の観点から、旧企業間で行なわれる間接輸出業務に限られる。
1999年1月28日	一部の財貨について輸出還付率を引き上げることにに関する通知
1999年10月12日	外商投資企業が輸出する財貨の若干の税収問題に関する通知
2000年12月22日	輸出税額還付に関する若干の問題規定
2002年2月6日	生産企業輸出貨物“免、抵、退”税管理操作規定（試行）
2003年10月13日	輸出貨物還付率調整の通知
	ほとんどの財貨について還付率が引下げられた。
2003年11月18日	輸出税額還付（免除）に関する若干の問題規定
2004年5月31日	輸出税額還付（免除）管理関連問題通知

中国増値税の変遷

2003年10月13日 輸出貨物還付率調整の通知

財税[2003]222号

申告書上の輸出日が2004年1月1日以降の財貨に適用

17%全額還付が維持される財貨

汽车及其关键件零件、船舶、自動車及び主要部品、デジタル制御産業機械及びマシーンセンター等、重工業及び建築用機械等、電話設備及び光通信設備、医療機械及び計測器等、鉄道機械、重量10Kg以上のデータ処理装置、宇宙航空機器、金属冶金設備、印刷電子基盤

中国増値税の特徴

税収不足を補うため(国家財政負担の軽減及び従来の輸出増値税未還付額の処理)。

今後も継続的に逡減が実施される？

SAT側への確認によると2005年度からさらに4%Down。

同時に、最重要命題である現在の経済成長率を維持した経済発展という観点から、輸出増値税還付率の引下げによる輸出入取引の低下及びその他経済成長に与えるマイナスインパクトを十分検証する意向を有しており、全面的な引下げについてはここ1、2年の間は考えにくい。

中国増値税の特徴

輸出免税

- いわゆる消費税制度において、課税対象となる物品が輸出されたり、サービスの提供が国外で行われる場合には、物品・サービスについて課税の対象から除外するのみでなく、その仕入の際に仮払税額を控除または還付して、それに対する税負担をなくすという輸出免税が採用されることが一般的。
- この理由は、輸出する物品について税負担がない状態で輸出することは、輸出先国でのいわゆる消費税が課税されることを前提とした場合には、その国の物品と同じ条件で競争することができ、国際的競争中立性の確保は国の経済にとって大きなメリットをもたらすことになる。

中国増値税の特徴

輸出増値税

- 中国における増値税においては、一般の付加価値税制度と異なり、輸出免税制度が採用されておらず財貨の輸出を行った場合にも、その仕入の際に支払った仮払税額の全額を控除または還付されず、一定の税負担を行なうこととなります。従って、輸出増値税は輸出者の損益に影響を与えることとなります。

中国増値税の特徴

中国においては、輸出免税が採用されていない理由。

- 消費型増値税
- 生産型増値税

中国増値税の特徴

消費型増値税(消費税)VS 生産型増値税(増値税)

消費型増値税

付加価値を課税標準とし、**消費**を課税対象行為とする。

- ①輸出:消費は国外において行なわれる。
- ②課税権は国家主権の及ぶ範囲内のみである。
- ③財貨、役務輸出については課税対象行為は国外課税を行なうことができない。
- ④輸出財貨について既に発生した税額について還付
付加価値税(Input増値税)の輸出還付

中国増値税の特徴

消費型増値税(消費税)VS 生産型増値税(増値税) 生産型増値税

付加価値を課税標準とし、生産を課税対象行為とする。

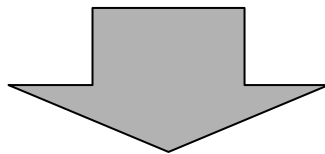
- ①輸出:消費は国外において行なわれるが生産は国内。
- ②課税権は国家主権の及ぶ範囲内のみである。
- ③財貨、役務輸出についても課税対象行為は国内において行なわれている。
- ④財貨の輸出においても価値はFOBまで増加している。

FOBを基準とする輸出増値税の徴収

中国増値税の特徴

輸出奨励による政策的還付(一種の輸出補助金)

生産型増値税の立場からは、輸出に伴う増値税還付は、ある種の輸出奨励政策としての位置づけとしてとらえられています。



輸出に伴う増値税還付率は、税務問題としてよりは、むしろ政策問題として、調整することが可能なものであるとの立場が採用されることとなります。

中国増値税の特徴

輸出増値税の計算方法

- 輸出増値税とは正式な名称ではなく、正式な名称は“免抵退貨物不得抵扣税額”または“免抵退税不得免征和抵扣税額”とよばれる輸出に際しての増値税負担。

中国増値税の特徴

“免、抵、退税(免除、控除、還付)”法

- 生産企業に対して輸出段階において販売増値税を免除し、原材料等にかかわる仮払増値税について控除還付が認められる金額について控除し、控除しきれない部分について還付を行なう方法。
- 還付控除が認められる金額とは仮払税額から上述の輸出増値税(不還付税額)の金額を控除した金額。

中国増値税の特徴

増値税納税額の計算

- 増値税要納税額=売上増値税-(仕入増値税-不還付税額)

①当期期末未控除税額 \leq 当期免抵退税額の場合

当期要還付額=当期期末未控除税額

当期免抵税額=当期免抵退税額-当期要還付額

②当期期末未控除税額 $>$ 当期免抵退税額の場合

当期要還付額=当期免抵退税額

当期免抵税額=0